

## 第10回軽米町議会定例会

令和 2年 6月 4日 (木)

午前10時01分 開 会

### 議 事 日 程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 議案第 1号 軽米町税条例の一部を改正する条例
- 日程第 4 議案第 2号 軽米町乳幼児、妊産婦及び重度心身障害者医療費給付条例の一部を改正する条例
- 日程第 5 議案第 3号 軽米町児童及び生徒医療費給付条例の一部を改正する条例
- 日程第 6 議案第 4号 軽米町ひとり親家庭医療費給付条例の一部を改正する条例
- 日程第 7 議案第 5号 令和2年度軽米町一般会計補正予算(第3号)

○出席議員（12名）

1番	上山	誠	君	2番	西館	徳	松	君	
3番	江刺家	静	子	君	4番	中村	正	志	君
5番	田村	せ	つ	君	6番	館坂	久	人	君
7番	大村	税	君	8番	本田	秀	一	君	
9番	細谷地	多	門	君	10番	山本	幸	男	君
11番	茶屋	隆	君	12番	松浦	満	雄	君	

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町	長	山本	賢一	君
総務課	総括課長	吉岡	靖	君
会計管理者兼 事務会計課総括課長 兼収納・会計担当課長		梅木	勝彦	君
町民生活課	総括課長	松山	篤	君
健康福祉課	総括課長	坂下	浩志	君
産業振興課	総括課長	小林	浩	君
地域整備課	総括課長	戸田沢	光彦	君
再生可能エネルギー 推進室長		福田	浩司	君
水道事業所	長	戸田沢	光彦	君
教育委員会	教育長	菅波	俊美	君
教育委員会事務局	総括次長	大清水	一敬	君
選挙管理委員会	事務局長	吉岡	靖	君
農業委員会	会長	山田	一夫	君
農業委員会事務局	長	小林	浩	君
監査委員		竹下	光雄	君
監査委員事務局	長	小林	千鶴子	君

○職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局	長	小林	千鶴子	君
議会事務局	主任主査	関向	孝行	君
議会事務局	主事補	小野家	佳祐	君

---

◎開会及び開議の宣告

- 議長（松浦満雄君） ただいまから第10回軽米町議会定例会を開会します。  
ただいまの出席議員は定足数に達しておりますので、会議は成立しました。  
これから本日の会議を開きます。

（午前10時01分）

---

◎諸般の報告

- 議長（松浦満雄君） 本日の議事日程はあらかじめお手元に配付したとおりであります。  
日程に入るに先立ち、諸般の報告をいたします。  
本日付で町長から議案5件及び各課の事務報告書の提出がありました。  
同じく町長から地方自治法施行令第146条第2項に基づく令和元年度軽米町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の提出による報告がありました。  
また、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づく町が出資している法人、株式会社軽米町産業開発の経営状況及び一般財団法人軽米教育施設運営会の経営状況についての説明資料の提出がありました。  
次に、本定例会に提出された一般質問通告は、中村正志君、田村せつ君、江刺家静子君、茶屋隆君の4名であります。いずれも印刷配付してございますので、朗読は省略いたします。  
監査委員から、令和2年2月から4月分までに關する現金出納検査の結果の報告があり、その写しをお手元に配付してございます。  
また、閉会中の議会の出来事につきましては、議会事務局日誌として写しをお手元に配付してございますので、ご了承願います。  
本定例会の会期については、5月28日午前10時から議会運営委員会が開かれ、その結果、会期は本日より6月11日までの8日間とし、議案5件については特別委員会を設置し、これに付託して審査することで協議が調った旨、議会運営委員長からの報告がありました。  
本定例会の日程及び議案の付託区分表は、お手元に印刷配付してございますので、朗読を省略します。  
これで諸般の報告を終わります。
- 

◎政務報告

- 議長（松浦満雄君） 町長から政務報告の申出がありました。これを許します。  
町長、山本賢一君。

〔町長 山本賢一君登壇〕

○町長（山本賢一君） 本日ここに、令和２年６月定例町議会が開催されるに当たり、主な政務についてご報告を申し上げます。

初めに、新型コロナウイルス感染症対策について申し上げます。世界的に猛威を振るう新型コロナウイルスは、国内においては４月２９日をピークに減少に転じており、４月７日に全国を対象として発表された緊急事態宣言も、５月２５日までに段階的に全ての都道府県が解除となったところでもあります。３月２３日には、隣接する八戸市において感染者が発生し、当町にとりましても非常に逼迫した状況になったところではありますが、町民の皆様のご協力により、一人の感染者も出すことなく今日に至っているところでございます。この場をお借りし、町民の皆様のご協力に対し感謝を申し上げる次第であります。

町では、２月上旬から感染症予防の啓発を開始し、２月１９日には平成２７年７月策定の新型インフルエンザ等対策行動計画に基づく幹事会を設置。八戸市における感染発生の翌日、３月２４日には対策本部に切り替え、情報収集と分析、感染症予防対策等に当たってきたところでもあります。５月の連休明けとなりましたが、当時調達が難しかったマスクを一定数確保し、町内の全世帯と妊産婦の方々に対し、それぞれ１０枚を配付させていただいたところでもあります。新型コロナウイルス感染症は、一部の地域を除き減少傾向にあるものの、完全な収束を見たわけではなく、第２波、第３波も懸念されておりますので、町民の皆様には手洗いや咳エチケットの励行、マスクの着用、３密の回避など、これまでどおり予防対策に努めていただくことをお願いいたします。

さて、新型コロナウイルス感染症は、尊い人命を脅かすだけではなく、緊急事態宣言等に伴う社会全体での行動自粛等により、著しい経済活動の停滞を招いているところでもあります。当町におきましても、町民の皆様には不要不急の外出の自粛をお願いすることとなったほか、イベントの中止や雪谷川ダムフォリストパーク・軽米など、観光施設をはじめとする公共施設の閉鎖を余儀なくされ、森と水とチューリップフェスティバルやかるまい夏祭り、軽米秋まつりなど、９月までのほぼ全てのイベントの中止を決定したところではありますが、町を代表する観光イベントの中止が地域経済に大きな打撃となることを懸念しております。

また、新型コロナウイルス感染症の拡大時期が１年の節目である年度末、年度初めとも重なったことから、職場などのイベントも軒並み中止とせざるを得ず、外出の自粛と相まって、飲食業等への影響は非常に大きなものであったと認識しております。

そのような状況を踏まえ、５月１４日の臨時議会において、町独自の支援策に関わる予算を承認いただき、飲食業者等に対する支援金は５月下旬から給付に関わる手続を開始しております。また、本定例会におきましても、事業者に対する支援金

をはじめ、新型コロナウイルス感染症対策に関わる予算を計上しておりますので、よろしくお願いをいたします。

特別定額給付金給付事業について申し上げます。町民全員を対象とする特別定額給付金については、5月8日からオンラインによる申請を受け付け、郵送と窓口での申請は5月18日からの受付とし、5月28日には1回目の口座振替を行ったところであり、対象世帯数3,772世帯に対し、5月31日現在3,300世帯から申請書の提出を受けており、今後1週間に1度、おおむね1,000世帯のペースで支給することとしております。申請書の提出がない世帯や提出書類に不備のあった申請に対しても、迅速、丁寧に対応し、全世帯からの申請に努めてまいります。

次に、火葬場整備事業について申し上げます。建て替え工事の建設を進めていた火葬場かるまい斎苑は、4月9日から供用開始しております。本年度は、旧火葬場の解体工事と外構工事を予定しており、現在発注手続を進めているところでございます。

社会福祉法人軽米町社会福祉協議会が進めております特別養護老人ホームいちい荘の整備事業につきましては、東京オリンピック・パラリンピック関連施設の建設ラッシュの影響に加え、世界規模での新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、一部建築資材の納期が遅れ、完成が遅れておりましたが、6月末には完成し、7月上旬に落成式、見学会を行い、中旬には入所者の引っ越しを行う予定となっております。

また、かるまい交流駅（仮称）整備事業につきましては、空調や照明設備等、省エネルギー化に関わる設備について、環境省所管の補助事業を活用することとしておりますところ、新型コロナウイルス感染症の影響により、公募受付が例年より約1か月遅れで開始となったものの、採択申請は無事完了し、7月中旬に採択の可否が決定される予定となっております。採択が決定した場合、8月中旬の交付決定後に建物本体工事の発注を行うこととしております。

再生可能エネルギー事業について申し上げます。米田地区で進められているメガソーラー施設の軽米・尊坊太陽光発電所は、令和3年10月の売電開始に向け、順調に工事が進められており、高家地区の軽米・高家太陽光発電所につきましても、令和4年12月の完成に向けて伐採工事、取付道路の工事に着手しており、年内は伐採、防災工事、調整池の設置を進める予定となっております。風力発電につきましては、JR東日本エネルギー開発が折爪岳北エリアに4メガ規模の風車2基を建設する予定で、現在林地開発に関わる手続の準備を進めております。

大規模養鶏団地等の誘致について申し上げます。大規模養鶏団地の誘致につきましては、現地法人が設立され、林地開発許可申請に関わる業務を進めているところであり、また、大規模園芸施設の誘致につきましては、現地法人の設立、事業

計画の策定準備を進めているところであり、今後着実に事業を推進してまいります。

地域おこし協力隊について申し上げます。地域外からの人材の誘致による移住、定住の推進や地域の活性化を目的とした地域おこし協力隊につきましては、昨年度の公募を経て、4月1日に1名の方から着任いただき、株式会社軽米町産業開発を活動拠点として、同社の事業企画や6次産業化の推進、ミル・みるハウスの運営に鋭意努力していただいているところであります。

医療費助成事業について申し上げます。次代を担う子供たちがいつでも安心して医療が受けられ、健やかに育てられる環境を確保することを目的とした医療費助成につきましては、本年8月から現物給付の対象が小学校卒業までから中学校卒業までに拡大されることになっており、受診時の支払いが不要となり、受給者の負担軽減が図られるものであります。本事業の実施に向け、関係条例の改正に関わる議案を本定例会に提案しておりますので、よろしくお願いいたします。

児童福祉事業について申し上げます。保育園ごとの入園状況につきましては、6月1日現在で軽米保育園は108人、小軽米保育園30人、晴山保育園47人、笹渡保育園が7人の入園となっており、新型コロナウイルス感染症対策を取りながら、通常どおりの運営としております。

小学校の児童を対象に、放課後の安全と健全育成を目的とした放課後児童クラブにつきましては、新型コロナウイルス感染症対策による小学校の臨時休校に伴い、朝からの開所といたしました。教育委員会の協力により、特別支援員、地域コーディネーターを臨時的に配置し対応したところであります。現在は、平均で40人ほどの利用となっており、うち15人につきましては小軽米小学校と晴山小学校の児童となっております。

高齢者福祉事業について申し上げます。当町の高齢化率は、毎年上昇し、本年4月1日現在では昨年度より1.3ポイント増加の40.5%となっております。そのような状況を踏まえ、町では住民が共に支え合う地域包括ケアシステムの構築を進めておりますが、生活支援体制整備事業につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため地域活動の自粛が続いております。今後につきましては、感染状況を確認しながら、これまで培ってきた各地域での介護予防や通いの居場所等の活動のつながりを生かし、高齢者等を支援する担い手の発掘や育成への取組を進めてまいります。

権利擁護や成年後見制度利用促進につきましては、特定非営利活動法人カシオペア権利擁護支援センターを二戸地域の中核機関とし、相談や普及啓発のほか、昨年養成した成年後見人候補のフォローアップ研修を予定しております。

保健事業について申し上げます。4月からの実施を予定していた各種健康検診につきましては、受診者の新型コロナウイルス感染症予防のため、胃検診と特定健診

については延期としたところではありますが、婦人検診につきましては、代替え日程を確保できなかったことから、やむを得ず中止としたところでもあります。胃検診、特定健診につきましては、日程の調整ができ次第、町民の皆様にご案内することとしております。また、婦人検診につきましては、医療機関における個別検診を検討しており、詳細が決まり次第ご案内することとしております。

また、高齢者につきましては、身体的、精神的、社会的不安による活動の減少から、身体的機能や認知機能の低下等、虚弱化が進行するフレイル対策が重要となっており、健康診断等を受けていない高齢者の健康状態の把握や生活習慣病予防に関わる訪問事業など、一人一人の状況に応じたきめ細かい対応を介護予防事業等と一体的に取り組み、疾病予防や生活機能の維持、向上に努めることとしております。

自殺死亡率につきましては、国、県と比較し依然として高い状況となっており、平成30年度に策定した自殺対策計画に沿い、全町体制で取り組むこととしております。

健康ふれあいセンターの介護事業について申し上げます。健康ふれあいセンターにおける訪問介護事業と居宅介護支援事業につきましては、他事業所での受入れが難しく、今年度においても継続実施しているところでもあります。今後も引き続き社会福祉協議会等との協議を行い、今年度末までには事業を移管するよう取り進めてまいります。

次に、農林振興について申し上げます。農作物全般の生育状況につきましては、今のところ霜やひょうなどの被害もなく、おおむね順調に推移しております。主食用米につきましては、需要量の減少、価格の低下傾向等により、作付面積が縮小し、310ヘクタール程度の見込みとなっており、飼料用米の最終的な作付面積は137ヘクタール程度と見込んでおります。野菜や花卉、葉たばこ、ホップ等につきましても、おおむね順調に生育しており、今後とも関係団体と連携した技術指導等により、生産振興を支援してまいります。

畜産振興について申し上げます。子牛市場の状況につきましては、4月の平均価格は約53万6,000円で、昨年比で21万2,000円ほどの安値で取引されており、新型コロナウイルス感染症が影響しているものと懸念しております。

経営の規模拡大や低コスト生産を目的とする町営牧野の運営につきましては、米田八木沢大平牧野を4月28日に、鶴飼牧野は4月30日に開牧し、放牧頭数は黒毛和種93頭となっております。今年も馬の放牧も予定しており、放牧期間中は随時放牧牛馬の受入れをすることとしております。

日本型直接支払制度について申し上げます。多面的機能支払交付金事業につきましては、昨年度で活動計画期間が終了となった2組織の活動が継続されるよう、新たな活動計画作成の指導や認定手続などを行ってまいります。継続中の13組織に

つきましても、農地の保全活動が安定的に行えるよう支援してまいります。

また、中山間地域等直接支払交付金事業と環境保全型農業直接支払交付金事業につきましても、昨年度で5年間の活動計画期間が終了となり、新たな5年間の活動期間が始まることから、活動計画作成の指導や認定手続などを行い、引き続き活動が継続されるよう支援してまいります。

農業次世代人材投資事業について申し上げます。農業次世代人材投資事業の経営開始型における交付対象者数は5名で、うち夫婦が1組となっております。地区説明会等において、さらに本制度の周知を図るとともに、関係機関等からの情報把握に努め、新規就農者の経営開始に向けた取組を支援してまいります。

また、国の事業要件を満たさない親元就農者の支援として、昨年度より軽米町親元就農給付金事業を創設しておりますが、親元就農者にとってよりよい支援制度とするため、本年度から事業要件の緩和や交付金額の見直しを行っております。今後とも広報紙などにより事業を周知し、親元就農者の円滑な農業経営の継承を進め、当町の農業振興の中核となる担い手の確保、育成を図ってまいります。

農地の有効活用につながる機構集積協力金交付事業につきましても、昨年度実施した農業経営の意向把握アンケートなど、地域農業マスタープランの実質化の取組と併せて、農地中間管理機構をはじめ関係機関と連携し、農地の借入れや貸付けに関するマッチングを行いながら、担い手の農地の集積及び集約化を推進してまいります。

観光事業について申し上げます。今年のゴールデンウィークは、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、冒頭で申し上げましたとおり、全ての観光施設の閉鎖とともに、森と水とチューリップフェスティバルの中止を余儀なくされたところではありますが、来年度以降の観光客の招致につなげるため、今年の咲きそろったチューリップ園の状況を映像等で記録し、かるまいテレビやSNS等を活用しながら、広く情報発信してまいりたいと考えております。

また、折爪岳山開き登山、森林ウォーキング、ヒメボタル鑑賞会、「ハイキュー!!!」フォトセッション、かるまい夏祭り、軽米秋まつりにつきましても、開催中止を決定しております。

なお、食フェスタにつきましても、今後の状況を注視し、新型コロナウイルス感染症の発生や拡大防止対策に努めることを念頭に、開催の可能性を検討してまいります。

町道整備事業について申し上げます。町道参勤街道線など4路線は本年度も継続し、竹谷袋地区の法面崩落箇所につきましても、4月中旬に地元説明会を開催し、現在調査業務を進めているところであります。

道路等の維持修繕につきましても、既に一部の舗装、道路修繕工事の発注が終わ



り、側溝等の修繕につきましても随時実施しているところでもあります。また、橋梁定期点検と橋梁補修工事につきましても、一部の業務契約が完了したところでもあります。

住環境整備について申し上げます。町営住宅の建て替え事業において完成した住宅12戸につきましても、5月いっぱい移転が完了し、今年度建て替え分につきましても早期完成に向け発注準備を進めているところでもあります。住宅リフォーム事業についても、継続実施し、町民の居住環境の向上と商工業等の活性化を図ってまいります。

公共下水道事業について申し上げます。公共下水道事業は、引き続き向川原地区の管路施設工事を予定し、工事発注に向け準備を進めております。本年度の工事の完成をもって下水道整備事業はおおむね完了する予定としておりますが、公共用水域の環境保全と生活環境の改善のため、引き続き公共下水道と合併浄化槽の普及推進を図ってまいります。

水道事業について申し上げます。老朽管更新事業につきましても、軽米上水、谷地渡、駒板地区舗装本復旧工事と和当地地区、上谷地渡地区の配水管布設替え工事の発注に向け準備を進めているところでもあります。また、安定した水源の確保のため、水源調査業務につきましても発注に向け準備を進めているところでもあります。

学校教育関係について申し上げます。新型コロナウイルス感染症予防対策のため、小中学校におきましても3月2日から下旬まで臨時休業としておりましたが、消毒液の配置や手洗いなど、感染予防を徹底することとし、始業式、入学式から再開しております。

また、大型連休期間中の人の移動を最小化する趣旨から、4月30日から5月6日の期間は一斉臨時休業としたところではありますが、実質的には4月30日と5月1日の2日間であり、臨時休業自体では学校教育活動への大きな支障は生じていないものであります。

しかしながら、学校再開後も修学旅行の延期をはじめ、各種学校行事の変更を余儀なくされ、また部活動やスポーツ少年団の活動も制限されているところでもあります。このような中でも、各学校とも工夫してできる限り感染リスクを抑えた取組により、運動会、体育祭が行われ、日ごろ培われた友情や団結力によって、白熱した競技や応援合戦が展開されたところでもあります。

今後におきましても、3月以降制限されてきた児童生徒の生活を取り戻すため、家庭や学校と連携しながら、これまでのやり方にとらわれない工夫の中で、児童生徒の達成感が得られるよう学校運営を支援してまいります。

次に、生涯学習関係について申し上げます。町民の生涯学習に関わる情報や町イベントや各種団体の年間行事を盛り込んだ生涯学習カレンダーの発行、全小学校で

の放課後子ども教室など、事業が着実に進められる一方、新型コロナウイルス感染症対策のため、今年４８年目を迎える寿大学や町民講座は延期を余儀なくされるとともに、東京オリンピック・パラリンピックの開催も延期され、予定されておりました関連事業も全て来年度への持ち越しとなっております。そのほかにも、中止や延期されるスポーツ事業も多くありますが、利用者の安全、安心に配慮したスポーツ施設の活用を図りながら、今後とも町民の健康、体力づくりの促進を図ってまいります。

以上をもちまして政務報告とさせていただきます。今定例議会には条例の一部改正に関する議案４件、一般会計の補正予算に関わる議案１件の合わせて５件の議案を提案させていただきます。議員の皆様方におかれましては、ご審議の上、全議案とも原案どおりご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（松浦満雄君） これで政務報告は終わりました。

---

◎会議録署名議員の指名

○議長（松浦満雄君） これより本日の議事日程に入ります。

日程第１、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第１１９条の規定によって、議長において８番、本田秀一君、９番、細谷地多門君の兩名を指名します。

---

◎会期の決定

○議長（松浦満雄君） 日程第２、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、議会運営委員長の報告のとおり、本日より６月１１日までの８日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（松浦満雄君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日より６月１１日までの８日間に決定しました。

---

◎議案第１号から議案第５号までの一括上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（松浦満雄君） 日程第３、議案第１号 軽米町税条例の一部を改正する条例から日程第７、議案第５号 令和２年度軽米町一般会計補正予算（第３号）までの５件を一括して議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

議案第１号 軽米町税条例の一部を改正する条例について、税務会計課総括課長、梅木勝彦君。

[会計管理者兼税務会計課総括課長兼  
収納・会計担当課長 梅木勝彦君登壇]

○会計管理者兼税務会計課総括課長兼収納・会計担当課長（梅木勝彦君） 議案第1号の提案理由についてご説明申し上げます。

議案第1号は、軽米町税条例の一部を改正する条例の議決をお願いするものでございます。新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特別に関する法律の公布に伴う地方税法の一部を改正する法律の公布により、所要の改正をしようとするものでございます。

1 ページを御覧ください。附則第10条関係でございますが、地方税法の改正により、地方税法附則に新型コロナウイルス感染症緊急経済対策関係の条が新設されたことに伴い、新設された条で定められた固定資産税の特例適用額を町の固定資産税の課税額に読み替えて適用するため、引用法令に地方税法第61条及び第62条を追加するものでございます。

主な内容としましては、個人事業主を含む中小事業者が所有する償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税の軽減措置となります。個人事業主を含む中小事業者の方の令和2年2月から10月までの任意の連続する3か月間の売上高により、30%から50%減少している方の課税標準額を2分の1に、50%以上減少している方についてはゼロとし、令和3年度の課税分を軽減をするというものでございます。

また、生産性革命の実現に向けた固定資産税の特例措置の拡大として、新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも新規に設備投資を行う個人事業主を含む中小事業者を支援する観点から、特例措置の拡大を行うものでございます。

1 ページ下段の軽自動車税の環境性能割の非課税措置につきましては、軽自動車税の環境性能割を軽減する適用措置を令和3年3月31日まで延長するというものでございます。

続きまして、2 ページを御覧ください。新型コロナウイルス感染症等による徴収猶予の特例に係る手続についてでございますが、申請書の提出期限、記載不備等について、税条例第9条第7項を準用するという内容となります。

さらに、2 ページの下段になりますが、新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例でございます。個人の町民税の寄附金税額控除につきまして、政府の自粛要請等を踏まえて、芸術文化、スポーツイベントなどを中止した主催者に対し、チケット代等の払戻しを受けることを放棄した場合において、そのチケット代等に相当する合計金額のうち、その一定額について町民税寄附控除を適用するものというものでございます。

以上で説明を終わります。ご審議の上、ご議決くださいますようお願いいたします。

- 議長（松浦満雄君） 議案第2号 軽米町乳幼児、妊産婦及び重度心身障害者医療費給付条例の一部を改正する条例から議案第4号 軽米町ひとり親家庭医療費給付条例の一部を改正する条例の3件について、町民生活課総括課長、松山篤君。

〔町民生活課総括課長 松山 篤君登壇〕

- 町民生活課総括課長（松山 篤君） 議案第2号 軽米町乳幼児、妊産婦及び重度心身障害者医療費給付条例の一部を改正する条例、議案第3号 軽米町児童及び生徒医療費給付条例の一部を改正する条例及び議案第4号 軽米町ひとり親家庭医療費給付条例の一部を改正する条例の3議案の提案理由についてご説明申し上げます。

3議案とも人口減少対策としての総合的な子育て支援施策の一環として、医療費助成事業の給付方法について、現在小学校卒業まで実施している現物給付方式を本年8月1日から県内統一して中学校卒業まで拡大するものでございます。

以上、議案第2号から議案第4号について提案理由の説明とさせていただきます。ご審議の上、ご議決賜りますようよろしくお願いいたします。

- 議長（松浦満雄君） 議案第5号 令和2年度軽米町一般会計補正予算（第3号）について、総務課総括課長、吉岡靖君。

〔総務課総括課長 吉岡 靖君登壇〕

- 総務課総括課長（吉岡 靖君） 議案第5号の提案理由をご説明申し上げます。

議案第5号は、令和2年度軽米町一般会計補正予算（第3号）でございます。内容でございますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億5,747万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ78億3,641万3,000円とするものでございます。

また、債務負担行為の補正として、3ページの第2表、債務負担行為補正のとおり、令和元年度事業分の中小企業金融対策資金利子補給補助金の期間及び限度額を変更しようとするものでございます。

地方債の補正につきましては、4ページを御覧願います。広域農道軽米九戸線舗装繕工事を本補正予算に計上しておりますが、その財源として公共施設等適正管理推進事業債を充て、またポリ塩化ビフェニルを含む照明器具のLED化のため、同じく本補正予算に計上しております軽米中学校大規模改修工事に学校教育施設等整備事業債を充てるため借り入れる地方債を追加しようとするものでございます。

議案第5号についてご審議の上、ご議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

- 議長（松浦満雄君） 以上で提案理由の説明が終わりました。

ただいま議題となっております議案5件については、後ほど特別委員会を設置し、これに付託して審査する予定ではございますが、この際総括的な質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（松浦満雄君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案5件については、委員会条例第5条第1項の規定によって、令和2年度軽米町一般会計補正予算等審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することとしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（松浦満雄君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま議題となっております議案5件については特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

お諮りします。ただいま設置されました特別委員会の委員の選任については、委員会条例第6条第1項の規定によって、議長を除く全員を指名したいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（松浦満雄君） 異議なしと認めます。

よって、特別委員会の委員は議長を除く全員を選任することに決定しました。本日以後の特別委員会は委員長から通知されます。

---

◎散会の宣告

○議長（松浦満雄君） これで本日の日程は全部終了しました。

次の本会議は6月8日午前10時からこの場で開きます。

本日はこれで散会します。

（午前10時43分）